

669

特 246

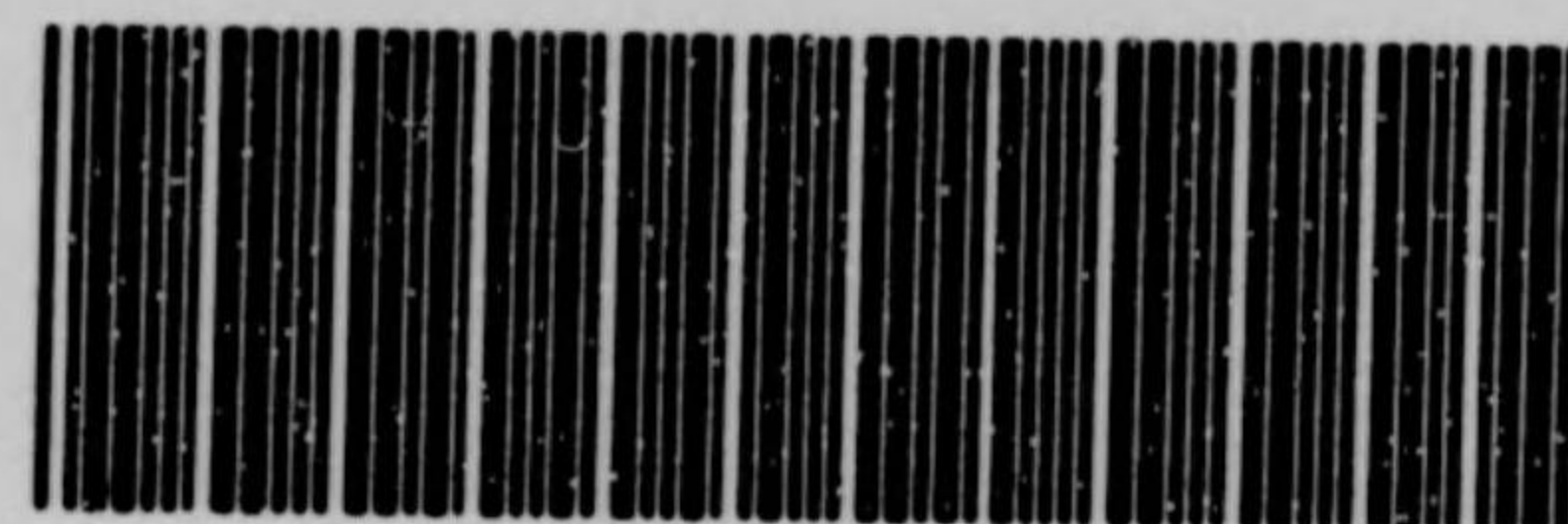
157

昭和九年十月

軍縮會議を中心として

海軍省海軍軍事普及部

(以印刷代騰寫)



\* 0055805000 \*

0055805-000

特 246-157

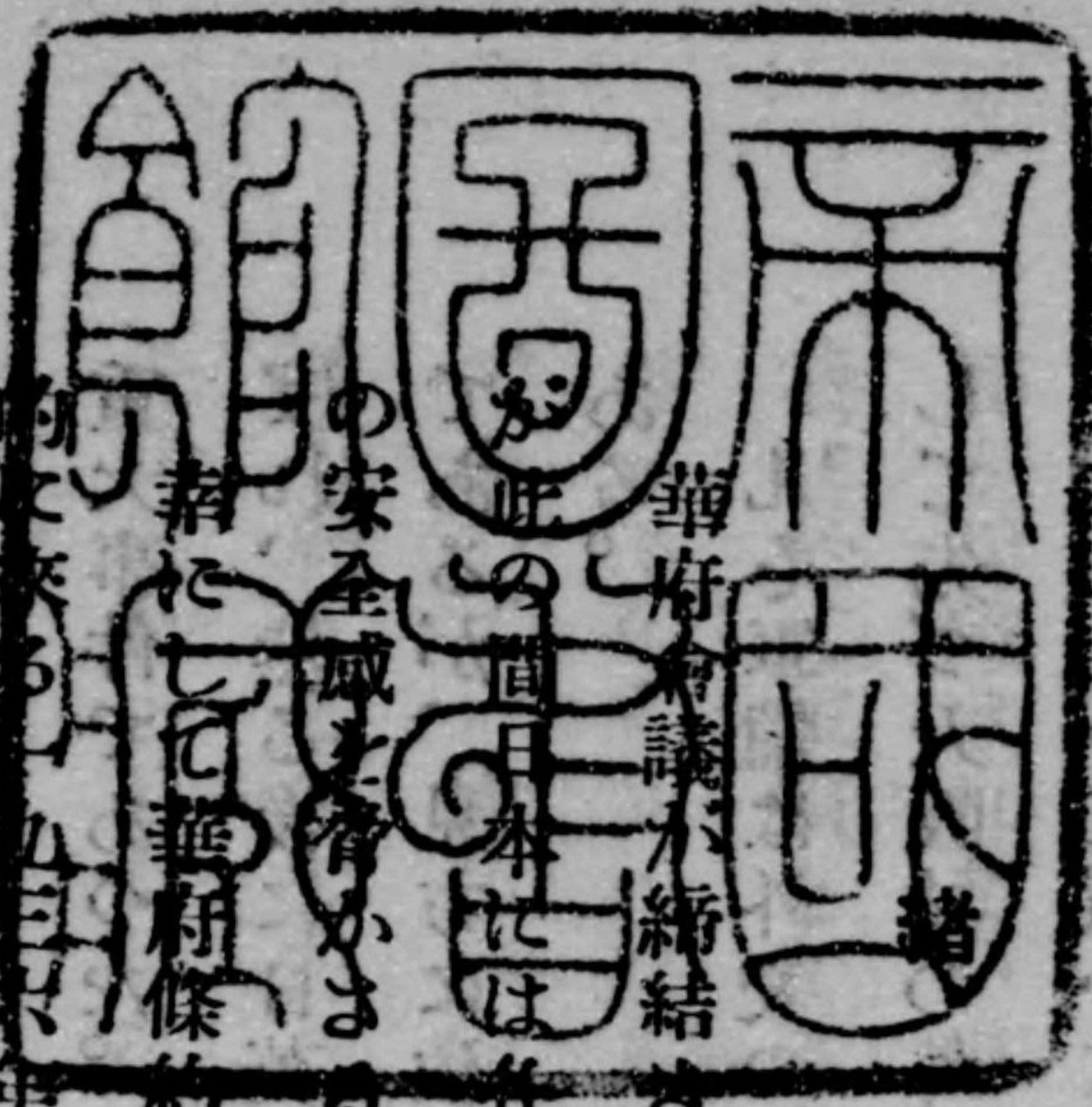
軍縮會議を中心として

海軍省海軍軍事普及部

昭和9

AJB

# 軍縮會議を中心として



言

華府會議が締結されてから茲に十二年、倫敦條約が調印されてから茲に四年、  
此の間に日本には各種の問題が起つた。現在に於ては兩條約の束縛下に在つては  
の安全威を脅かさるゝに至つた。



新にして華府條約は時機を逸せず廢棄通告を發することに依り、又倫敦條約は自働  
的に来る一九三六年末日に滿期となるので、新に軍縮條約を締結しやうとする會議が  
愈々正式に來年開かれることになり、其の豫備會商が英國の發議に依り去る六月下旬  
から倫敦で開催されたが都合に依り一時中止、來る十月再開の豫定である。

## 華府會議の表と裏

回顧すれば華府會議は單純な海軍軍縮會議ではなくて、實は日本の興廢を左右する重大事件であつた。即ち同會議では先づ五・五・三の比率を基調とする軍縮協定が結ばれ、然る後に日英同盟は廢棄され、之に代るべき四國及九國の兩條約が成立したのであるが、見方に依つては軍備制限を前提として我對外關係の總決算が行はれたのである。

凡そ軍備は外交の後楯であり又支柱である。そこで、昔徳川家康が豊臣秀頼を強制して先づ大阪城の外濠を埋めさせ而して後に難題を吹き掛けたやうに、先づ後楯や支柱を取除いて置いて徐に牙城に迫つたのである。眞に巧妙な遣り方と謂ふべしである。

## 軍縮の本質

由來軍縮と言へば直に經費節約を聯想するものが或はあるかも知れぬが、國防の安固が保障されない場合には何等かの方法で以て之を恢復しやうとするからして結局經費に於て軍擴となる虞がある。又曾ては軍縮條約さへ結べば對外關係は直ぐにも好轉するものと考へたものもあつたかも知れぬが、それは一に條約の内容如何に依ることであつて、國防の安全感を確立することに依つて初めて經費も節約出來れば對外關係も好轉するのである。従つて軍縮條約を締結するには國防の安全感を確立することを先決要件とせねばならぬのである。

## 華府條約の正體

然るに既存條約は英米の十に對して日本は六と云ふ風に量的に制限がある許りでな

四  
く、主力艦は三萬五千噸よりも大きくしてはならぬ、十六吋砲よりも大きい大砲を積んでならぬ、航空母艦は二萬七千噸よりも大きくしてはならぬ。八吋砲よりも大きい大砲を積んでならぬと云ふ風に、各艦種に互り質的にも制限してあるので、そこには所謂自乗比の法則、即ち素質が等しい兵力が互に相対抗する場合には其の兵力は數の自乗になつて働く、十のものは百となり六のものは三十六となり百から三十六を引けば六十四が残り之を開けば八が立つ、之は十のものは六のものを全滅しても八の勢力が残ると云ふ法則が常嵌まることになり、量的に劣勢なものは優勢なものに對して攻撃は愚か防禦も困難と云ふことになるのである。斯くては折角莫大な經費を掛けて軍備を充實しても、國防の安固を保障することは出来ないとするればそんな不經濟なことはない。

#### 華府條約と日本の立場

斯く言へば何故にそんな不利な條約を結んだかと云ふ疑問が起るかも知れぬがそれには又相當の理由がある。勿論日本としては假令それが主力艦と航空母艦丈けであつて海軍力全部ではないにせよ、五・五・三の比率で縛られることを無條件で承認した譯ではなかつた。

#### 防備制限と補助艦の無制限建造

由來海軍力は主力艦、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦と云ふ風に各種の艦船から成り、此等を適當な割合に保有しなければ其の中の一、二艦種を如何に多數持つたからとて海上作戰を實施することは不可能であるが、華府會議當時米國海軍は主力艦は航續力が非常に小さく到底太平洋を横切つて東洋迄進出するのは極めて困難であると觀られてあつたのであるから太平洋に於ける防備制限條約が成立したこと及補助艦は無制限に建造出来ることを條件として列國軍備の内容に大なる變化が起らぬ限り當

分國防の安固を期し得るものと考へたのであつた。

### 艦船航續力の増加と航空の發達

ところが爾來十二年間に各國が保有する主力艦は、漸次現代化即ち軍艦の若返り法を実施することであつて、軍艦の……人體ならば五臟六腑に相當する……諸機關諸壁置を殆んど全部取外して新式のものに交換するのであつて、近代化とも改装とも言はれるが之に依つて主力艦の航續力は驚異的增加を來した爲に、日本が曾て國防の安全感を依托した最も重要な要素は壊滅した譯である。斯様に主力艦の航續力が増大したことは航空が豫期以上に顯著な發達を遂げたこと、相俟つて、日本は七割とか八割とか云ふ劣勢海軍力では到底國土を防衛することが不可能となつたのである。

### 倫敦及壽府會議と日本の立場

前述したところで何故に日本は既存條約の束縛から速かに脱却しなければならぬかが何人にも判明するであらう。だが然し、世人は或は「それ程既存條約が不利であるならば倫敦會議の際には補助艦の總括七割を主張し、一昨年末壽府の一般軍縮會議の際には總括八割を主張した丈で何故もつと以前に日本は軍備權の平等を基調とする提案を行はなかつたか」と言ふかも知れぬ。然しながら倫敦會議當時は勿論、壽府會議に於ける提案當時と現在との間には國際情勢に大なる變遷があり、日進月歩科學の發達があり而も一層徹底的の軍備縮少を行ひ將來に亘り帝國國防の安全を確保せんが爲には、自ら其處に異なる主張の出現するのは當然の事である。

### 列國の造艦量増大と一九三九年の重大時機

抑々倫敦條約は一九三六年末迄の暫定的なものとして調印されたのであるが、最近列國殊に米國は條約限度迄の建艦を計畫して着々之を實行しつゝあるので、日本は所

謂第二次補充計畫を完全に實施しても其の完成期たる一九三六年末漸く艦齡内兵力の對米比率を八割一分に保ち得るに過ぎず、其の後米國の保有兵力量は急激に増加して、一九三九年になれば華府會議以來多年米國海軍が待望して居つたところの所謂ウエル・バランスト・フリートが出来上るのであつて、若し既存條約に拘束さるゝならば日本海軍の對米比率は六割三分となり彼我の均衡は全く破れるのである。

### 海軍情勢の急變と日本の立場

即ち最近になつて列國海軍情勢は確かに一變したのである。従つて來年の會議は此の將に失はれむとする我國防の安全感を確立することが出来る絶好の機會であつて、而も此の好機會たるや再び到來するものでない。此の膝一度屈したならば二度と之を伸ばすことは出来ないのである。日本國民は最後の腹を決めなければならぬ秋が來た。國際關係に假令如何なる影響を及ぼそうとも又造艦競争が萬一起らうともそんなこと

を顧慮して遲疑する譯には到底行かないのである。

### 造艦競争恐るゝに足らず

然しながら造艦競争なるものはそう容易に起るものではなく、又假令起つたとて左程恐るべきものではない。何となれば若し無條約になつた場合には敢て軍備の相對性を否認するのではないが、質的制限がないからして日本は國情に照らして最も活用し易い特徴ある艦艇を建造することが出来るので、何も對手が百萬噸造れば此方も百萬噸造らなければならぬと云ふことはなく、對手が量の競争で來るならば此方は質の競争で行くと云ふ遣り方もあるからである。

### 軍事豫算は左程膨脹せず但し國民の覺悟を必要とする

決して軍事豫算は膨脹しないと云はぬが、假令増加するとしても之が爲に國家の財

政を極度に壓迫するやうな心配はないと思ふから、此の點に就ては充分當局に信頼して欲しい。我海軍が軍縮對策を決定する迄には随分慎重に調査研究を遂げて居るからそんなことには抜かりはない筈だ。尙又假令軍事豫算が増加しても依つて以て一九三九年の重大時機が無事に突破出來、且爾後國防の安固を保障し得るならば國民は喜んで負擔の増加に堪えて行かうと云ふ覺悟をして貰ひ度いのである。

世人は之と反對に條約を此の儘にして置いた場合、海軍豫算が減額出來るかどうかを考へて見る必要がある。既存條約下に於ては國防の安全感を持つことが出來ないことが明かである以上、海軍當局としては職責上國防の不安を觀過することは絶対に出來ないから極力軍備の充實に努めるに違ひないが、既に條約限度の海軍が出來た以上所謂制限外の艦船と航空機の増建を主張するであらう。然るに制限外の艦船と云ひ航空機と云ひ頗る不經濟なもので之を以て海軍力の缺陷を補填せんとすれば極めて多額の軍事豫算を必要とするのである。従つて無條約下に補充計畫を樹てる方が寧ろ經濟

的であり且一層效果的である。無條約決して憂ふるに足らずである。

#### 果して日本は如何なる提案を行ふか

然らば日本は果して如何なる提案を行ふかと言ふに、何も既存條約の條項を逆に外國に適用しやうなど、云ふのでは決してなく、唯々國家生存權の絶對平等と云ふ觀念から出發して、各國共國防の安全感を平等に確保し而も各國間に「互に他を脅威せず」と云ふ情況を作爲する爲に、高度軍備國に自制的縮減を要求して居るに過ぎない至極穩健なものに外ならぬのである。それ故に日本の提案にして若し列國の容認するところとなつたならば各國共國防の安固を期することが出來、且經費を節約し得る許りではなく大に世界平和に貢獻するところがあらうと思ふ。であるからして列國が若し日本の提案を容れなければ罪は列國側に在りと謂ふべしである。

### 滿洲國承認及比律賓の獨立問題と軍縮問題

世人は又動もすれば滿洲國の獨立を外國が承認すれば既存條約は其の儘でよいとか、比律賓が獨立することになつて居るからして既存條約は更改を必要としないとか種々考察を廻らすかも知れぬが、滿洲國の獨立を外國が承認したからとて日本の艦隊が外國よりも劣勢であつてはどうして滿洲國の獨立が保障出來やうか、又比律賓が獨立したからとて何時でも東洋に進出して來る日本よりも優勢な艦隊が依然として存在したのでは日本に對する脅威は毫も減りはしないのである。

#### 防備制限條約が撤廢されても日本は困らない

次には太平洋に於ける防備制限の問題であるが、同條約は既に成立當初の意義を失つて居ることは前述したところで明瞭になつて居ると思ふ。それにも拘らず最近に

つて同條約が廢棄されたならば日本には非常に不利であると云ふやうな意味の宣傳が存りに海外から入込んで來るが、折々日本を脅威するのは外國の砲臺や根據地ではなく砲臺下に隠れ又は根據地に在泊する艦隊である。之は海軍の兵學者として世界的名聲を博したマハン提督の主張であつて、現今では海軍戰略の定説となつて居るのである。それ故に日本としては斯様な艦隊と日本艦隊との間に「互に他を脅威せず」と云ふ情況を作爲することが出來るやうな軍縮條約を新規に締結すればそれで充分であり、又若し萬一にも斯様な條約を締結することが出來ないとすれば對手の艦隊に對抗する方策を廻らせばそれでよいのである。

#### 國際情勢と軍縮會議

國際情勢に就て種々憂慮する向もあるが、軍縮及國防問題に就ては各國間には日本對列國以上の對立關係があるので、日本が全然孤立するやうなことは到底あり得ない



と思はれる。況んや日本の提案は平和人道に立脚した正々堂々たるものであるに於てをやである。従つて國民が能く我提案の趣旨を諒解し、舉國一致之を支持したならば列國は結局我提案を容れるやうになるのではないかと思ふ。

### 結 言

要するに現状を以て推移すれば日本の國防が最も危殆に瀕するのは一九三九年であるが、一九三五年の會議で豫め手を打てば一九三九年の重大時機は容易に回避出来るのである。然し斯様に手を打てば國際關係は或は緊張するかも知れないから出来る限り海軍軍備を充實し國防力を向上させて置く必要がある。時は正に經濟非常時に際會して居るが海軍軍備の充實を怠ることは許されない。依つて國民は先づ一九三五年の重大時機たる所以を諒解し之に善處する方策を樹てなければならぬと云ふのが從來吾人の主張であつた。

然しながら一九三五年は危機には相違ないが、一九三九年の重大時機を無事に突破する途上に於て直面するものである。それ故に之を突破することが出来るならば其の後に來るものは容易に克服出来る筈である。

我國民は曾て舉國一致滿洲及上海の兩事變に善處し、聯盟脫退迄も敢てして遂に多年の懸案たる滿洲問題を解決し、更に對支問題全般の解決も將に其の緒に就かむとして居るのであるが、若し來年の軍縮會議に其の對策を誤つたならば、折角過去三年間に亘り多大の犠牲を拂つて成就し得た一大業績も或は水泡に歸するかも知れぬのである。全國民の深慮精察を煩はしたのである。(皇紀二五九四年九月一日稿、終)

# 帝國艦船一覽表

軍艦ノ部 其ノ二

昭和八年九月三十日調

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備	砲	發射管	製造所
航空母艦	鳳翔	155.45	14.67	4.57	7,470	25.0	14cm.....4	8cm高角.....2		淺野造船所
	加賀	217.98	31.34	6.50	26,900	23.0	20cm.....10	12cm高角.....12		橫須賀工廠
	赤城	232.56	28.04	6.45	"	23.5	"	"		吳工廠
	龍驤	167.20	18.50	4.36	7,100	25.0	12.7cm高角.....12			橫須賀工廠
航空母艦計四隻 排水量計(基準)68,370										
潜水母艦	韓崎	127.71	15.16	5.26	9,570	12.6	8cm.....1	8cm高角.....1		英國ホーソンレスリー社
	胸橋	64.01	10.67	3.86	1,125	13.9	8cm.....2	8cm高角.....1		佐世保工廠
	迅鯨	115.82	16.15	6.91	5,180	16.0	14cm.....4	8cm高角.....2		三菱長崎造船所
	長大	197.30	18.04	5.20	10,000	20.0		12.7cm高角.....4		橫須賀工廠
潜水母艦計五隻 (内未成一隻) 既成艦排水量計(基準)21,015										
敷設艦	常磐	124.36	20.45	7.42	9,240	21.25	20cm.....2	15cm.....8	8cm.....2	英國アームストロング社
	勝力	73.15	11.89	4.11	1,540	13.00	8cm.....3			吳工廠
	白鷹	79.20	11.50	2.80	1,345	16.00	12cm高角.....3			石川島造船所
	嚴島	100.00	12.75	3.08	1,970	16.00	14cm.....3	8cm高角.....2		浦賀船渠會社
八咫山	85.50	10.56	2.46	1,135	20.00	12cm高角.....2			吳工廠	
敷設艦計五隻 排水量計(基準)15,290										
海防艦	淺間	124.36	20.45	7.42	9,240	21.25	20cm.....4	8cm.....4		英國アームストロング社
	八雲	124.66	19.58	7.24	9,010	16.00	15cm.....12			獨逸グアルカン社
	吾妻	135.89	18.14	7.21	8,640	"	"	"		佛國ロワール社
	出雲	121.92	20.93	7.39	9,180	20.75	20cm.....4			英國アームストロング社
	勢多	"	"	"	"	16.00	15cm.....14			同
	春日	104.88	18.90	7.29	7,080	20.00	25cm.....1	15cm.....14		伊國アンサルド社
	日進	"	18.72	"	"	20.40	20cm.....2	8cm高角.....1		同
	對馬	102.01	13.44	4.90	3,120	20.00	8cm.....4			同
海防艦計八隻 排水量計(基準)62,530										
砲艦	淀安宅	85.34	9.78	3.35	1,320	22.0	8cm.....2		2	神戸川崎造船所
	宇治田	67.67	9.75	2.29	725	16.0	12cm.....2	8cm高角.....2		橫濱造船會社
	伏見	54.99	8.41	2.11	540	13.0	8cm.....4			吳工廠
	鳥羽	44.20	7.32	0.61	105	"	6cm.....2			製造英國ソニクプロト社
	嵯峨	48.77	7.47	0.69	150	14.0	"			組立上海フアースムボイ社
	勢多	54.86	8.28	0.79	215	15.0	8cm.....2			製造英國ヤロー社
	堅田	64.00	8.99	2.20	685	"	12cm.....1	8cm高角.....3		組立神戸川崎造船所
	比良津	54.86	8.28	1.02	305	16.0	8cm高角.....2			佐世保工廠
	保熱二	"	"	"	"	"	"			同
	"	"	"	"	"	"	"			橫濱造船工場
	"	"	"	"	"	"	"			上海東華造船會社
	"	"	"	"	"	"	"			同
	"	45.30	6.30	0.92	170	"	8cm高角.....1			三菱神戸造船所
"	"	"	"	"	"	"			子機器有限公司	
砲艦計十三隻 排水量計(基準)5,300										





# 帝國艦船一覽表

潜水艦ノ部 其ノ一

昭和八年九月三十日圖

艦種	艦名	長さ	幅	吃水	排水量 (基準)	速力 水上	兵装		製造所
							大砲	發射管	
一 等 潜 水 艦	伊號第一	97.50	9.22	4.80	1,955	17	14 <sup>cm</sup> 2	6	神戸川崎造船所
	伊號第二	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第三	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第四	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第五	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第六	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第二十一	85.20	7.50	4.30	1,142	14	14 <sup>cm</sup> 1	4	同
	伊號第二十二	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第二十三	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第二十四	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第五十一	91.44	8.81	4.60	1,390	17	12 <sup>cm</sup> 1	8	吳工廠
	伊號第五十二	100.85	7.64	5.14	"	19	"	"	同
	伊號第五十三	"	7.96	4.90	1,635	"	"	"	同
	伊號第五十四	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	伊號第五十五	"	"	"	"	"	"	"	吳玉工廠
	伊號第五十六	101.00	7.90	4.86	"	"	"	"	同
	伊號第五十七	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第五十八	"	"	4.90	"	"	"	"	横須賀工廠
	伊號第五十九	"	"	4.86	"	"	"	"	同
	伊號第六十	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	伊號第六十一	97.70	7.80	4.83	"	"	"	6	三菱神戸造船所
	伊號第六十二	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第六十三	101.00	7.90	4.86	"	"	"	8	佐世保工廠
	伊號第六十四	97.70	7.80	4.83	"	"	"	6	吳工廠
	伊號第六十五	"	8.20	"	1,638	"	10 <sup>cm</sup> 1	"	同
	伊號第六十六	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	伊號第六十七	"	"	"	"	"	"	"	三菱神戸造船所
	伊號第六十八	101.00	"	3.95	1,400	20	"	"	吳工廠
	伊號第六十九	"	"	"	"	"	"	"	三菱神戸造船所
	伊號第七十	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	伊號第七十一	"	"	"	"	"	"	"	神戸川崎造船所

一等潜水艦計三十一隻(内未成五隻)既成艦排水量計(基準)41,657

# 帝國艦船一覽表

潜水艦ノ部 其ノ二

昭和八年九月三十日

艦種	艦名	長さ	幅	吃水	排水量 (基準)	速力 水上	兵装		製造所
							大砲	發射管	
一 等 潜 水 艦	呂號第十七	70.10	6.12	3.70	735	17	1	6	吳工廠
	呂號第十八	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第十九	"	"	"	"	"	"	4	同
	呂號第二十	"	"	"	"	"	"	6	須賀工廠
	呂號第二十一	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第二十二	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第二十三	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第二十四	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	呂號第二十五	"	"	"	"	"	"	4	同
	呂號第二十六	74.22	"	3.73	746	16	"	"	同
	呂號第二十七	"	"	"	"	"	"	"	須賀工廠
	呂號第二十八	"	"	"	"	"	"	"	佐世保工廠
	呂號第二十九	"	"	"	655	18	"	"	神戸川崎造船所
	呂號第三十	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第三十一	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第三十二	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第三十三	"	"	"	"	"	"	"	吳工廠
	呂號第五十一	70.59	7.16	3.89	893	17	"	6	三菱神戸造船所
	呂號第五十三	"	"	3.94	"	"	"	4	同
	呂號第五十四	"	"	3.96	"	"	"	6	同
	呂號第五十五	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第五十六	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第五十七	76.20	"	"	889	"	"	4	同
	呂號第五十八	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第五十九	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十	"	7.38	3.77	968	16	"	6	同
	呂號第六十一	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十二	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十三	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十四	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十五	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十六	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十七	"	"	"	"	"	"	"	同
	呂號第六十八	"	"	"	"	"	"	"	同

二等潜水艦計三十四隻(内未成一隻)既成艦排水量計(基準)27,497

# 支那一級艦艇

昭和十三年九月三十日

一、其 潜水艦

艦種	艦名	排水量 (基準)	速力 水上	吃水	兵装 大砲	發射管	製造所	備考	
								備考	備考
一 等 潜 水 艦	呂號第十七	735	17	3.70	1	6	吳工廠		
	呂號第十八	"	"	"	"	"	同		
	呂號第十九	"	"	"	"	4	同		
	呂號第二十	"	"	"	"	6	須賀工廠		
	呂號第二十一	"	"	"	"	"	同		
	呂號第二十二	"	"	"	"	"	同		
	呂號第二十三	"	"	"	"	"	同		
	呂號第二十四	"	"	"	"	"	佐世保工廠		
	呂號第二十五	"	"	"	"	4	同		
	呂號第二十六	746	16	3.73	"	"	同		
	呂號第二十七	"	"	"	"	"	須賀工廠		
	呂號第二十八	"	"	"	"	"	佐世保工廠		
	呂號第二十九	655	18	"	"	"	神戸川崎造船所		
	呂號第三十	"	"	"	"	"	同		
	呂號第三十一	"	"	"	"	"	同		
	呂號第三十二	"	"	"	"	"	同		
	呂號第三十三	"	"	"	"	"	吳工廠		
	呂號第五十一	893	17	3.89	"	6	三菱神戸造船所		
	呂號第五十三	"	"	3.94	"	4	同		
	呂號第五十四	"	"	3.96	"	6	同		
	呂號第五十五	"	"	"	"	"	同		
	呂號第五十六	"	"	"	"	"	同		
	呂號第五十七	889	"	"	"	4	同		
	呂號第五十八	"	"	"	"	"	同		
	呂號第五十九	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十	968	16	3.77	"	6	同		
	呂號第六十一	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十二	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十三	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十四	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十五	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十六	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十七	"	"	"	"	"	同		
	呂號第六十八	"	"	"	"	"	同		

備考(中) 排水量(基準) 27,497 (内未成一隻) 三十三隻 潜水艦

# 帝國艦船一覽表

水雷艇ノ部

昭和八年九月三十日現在

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備	砲	發射管	製造所
水雷艇	千鳥	77.40	7.88	1.89	527	26	12.7	3	4	舞鶴工作部
	鳳	"	"	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
	文	"	"	"	"	"	"	"	"	舞鶴工作部
	初	"	"	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
水雷艇計 四隻 (内未成四隻)										

水雷艇一覽表										
艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備	砲	發射管	製造所
水雷艇	千鳥	77.40	7.88	1.89	527	26	12.7	3	4	舞鶴工作部
水雷艇	鳳	"	"	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
水雷艇	文	"	"	"	"	"	"	"	"	舞鶴工作部
水雷艇	初	"	"	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
水雷艇計 四隻 (内未成四隻)										

# 帝國艦船一覽表

掃海艇ノ部

昭和八年九月三十日現在

艦名	長	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備	製造所
第一號	71.63	8.08	2.29	615	20.0	12 <sup>cm</sup> .....2 8 <sup>cm</sup> 高角...1	播磨造船工場
第二號	"	"	"	"	"	"	玉造造船工場
第三號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第四號	"	"	"	"	"	"	佐世保工場
第五號	"	"	"	"	"	12 <sup>cm</sup> .....2 8 <sup>cm</sup> 高角...1	玉造造船工場
第六號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第七號	94.49	8.56	2.74	1,030	24.0	12 <sup>cm</sup> .....1 8 <sup>cm</sup> .....4	舞鶴工場
第八號	"	"	"	"	"	"	三菱長崎造船所
第九號	83.82	7.72	2.39	770	"	12 <sup>cm</sup> .....2	横須賀工場
第十號	"	"	"	"	"	"	舞鶴工場
第十三號	70.80	7.67	1.85	492	20.0	"	藤永田造船所
第十四號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第十五號	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
第十六號	"	"	"	"	"	"	玉造造船工場

掃海艇計十四隻(内未成二隻) 既成艦排水量計(基準) 8,274

# 帝國艦船一覽表

昭和十三年六月八日現在

掃海艇ノ部

艦名	長	幅	平均吃水	排水量基準	速力	備	製造所
第一號	71.63	8.08	2.29	615	20.0	12 <sup>cm</sup> .....2 8 <sup>cm</sup> 高角...1	播磨造船工場
第二號	"	"	"	"	"	"	玉造造船工場
第三號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第四號	"	"	"	"	"	"	佐世保工場
第五號	"	"	"	"	"	12 <sup>cm</sup> .....2 8 <sup>cm</sup> 高角...1	玉造造船工場
第六號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第七號	94.49	8.56	2.74	1,030	24.0	12 <sup>cm</sup> .....1 8 <sup>cm</sup> .....4	舞鶴工場
第八號	"	"	"	"	"	"	三菱長崎造船所
第九號	83.82	7.72	2.39	770	"	12 <sup>cm</sup> .....2	横須賀工場
第十號	"	"	"	"	"	"	舞鶴工場
第十三號	70.80	7.67	1.85	492	20.0	"	藤永田造船所
第十四號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工場
第十五號	"	"	"	"	"	"	藤永田造船所
第十六號	"	"	"	"	"	"	玉造造船工場

(要四如未内) 隻四 掃海艇



# 帝國艦船一覽表

特務艦ノ部

昭和八年九月三十日測

艦種	艦名	長さ	幅	平均吃水	排水量		速力	備	製造所
					基準	基準			
練習艦	朝日	122.10	22.94	6.98	11,441	18.20		英國ジョンブラウン社	
練習艦	敷島	121.22	23.01	6.60	11,275	18.60		英國テームス社	
練習艦	富士	114.00	22.25	6.66	9,179	18.25		同	
練習艦	天津	152.40	25.60	7.09	16,130	21.00		吳工廠	
測量艦	大和	61.37	10.67	4.65	1,380	14.00	8°.....2	小野濱造船所	
測量艦	大野	76.96	11.02	3.73	2,060	10.30		同	
運送艦	青島	73.69	15.06	6.62	7,542	10.00		同	
測量艦	洲崎	121.22	15.24	7.01	8,900	14.00	12°.....2 8°高角2	横須賀工廠	
測量艦	望野	105.16		7.29	8,215	12.50	12°.....2	三菱神戸造船所	
測量艦	野呂	138.68	17.68	8.08	14,050	12.00	8°高角2	神戸川崎造船所	
測量艦	龍知							同	
測量艦	龍知							同	
測量艦	龍知						14°.....2	横濱船渠會社	
測量艦	龍知							大阪鐵工場	
測量艦	龍知							横濱船渠會社	
測量艦	龍知							大阪鐵工場	
測量艦	龍知							ニューヨークシップビルヤング會社	
測量艦	龍知	151.18	20.42	8.43	17,000	15.00		神戸川崎造船所	
測量艦	龍知	138.68	17.68	8.08	14,050	12.00		同	
測量艦	龍知							吳工廠	
測量艦	龍知							横須賀工廠	
測量艦	龍知	144.78	18.59	8.43	15,820	14.00		神戸川崎造船所	
碎氷艦	大泊	60.95	15.24	6.40	2,330	13.00	8°.....1	同	

合計二十三隻 排水量計(基準) 259,857

(註) ○符ハ軍府條約ノ規定ニ依リ職關任務ニ堪ヘザルモノト爲シ保有シ得タルモノ



華府條約ニ付

艦種	國別	日	英	伊	備考
主力艦	合計總排	315,000 (9隻)	525,000 (15隻)	525,000 (15隻)	1936年迄=代艦 (10,000噸以下ヲ建造シ得)
	各艦基準				35,000噸以下
	備考				口径16吋(400)
航空母艦	合計總排	81,000	135,000	135,000	
	各艦基準				10,000噸以下ニシテ27,000噸以下ニシテ得ズ 但シ(1)合計總噸數ノ範圍内ニテ33,000噸以下ニシテ得ズ (2)協約ニヨリ廢棄セラルベキ主力艦ヲ之ニ 換シ得ズ
	備考				(1)口径8吋以下ニシテ得ズ (2)口径6吋以下ニシテ得ズ (3)航空機防禦用及口径5吋以下ノ備砲ニシテ得ズ
其ノ他ノ補助艦	合計總排				協定不成立無制限
	各艦基準				10,000噸以下
	備考				口径8吋以下
防備制限條項		日、英、米三國ノ下記太平洋ニ於ケル島嶼ヲ除ク			協定不成立
條約有効期限		昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄			
		本條約ノ廢止ノ通告ヲナシタル日ヨリ二箇年			

艦種	國別	日	英	伊	備考
主力艦	合計總排	315,000	525,000	525,000	1936年迄=代艦
	各艦基準				35,000噸以下
	備考				口径16吋(400)
航空母艦	合計總排	81,000	135,000	135,000	
	各艦基準				10,000噸以下ニシテ27,000噸以下ニシテ得ズ
	備考				(1)口径8吋以下ニシテ得ズ (2)口径6吋以下ニシテ得ズ (3)航空機防禦用及口径5吋以下ノ備砲ニシテ得ズ
其ノ他ノ補助艦	合計總排				協定不成立無制限
	各艦基準				10,000噸以下
	備考				口径8吋以下
防備制限條項		日、英、米三國ノ下記太平洋ニ於ケル島嶼ヲ除ク			協定不成立
條約有効期限		昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄			
		本條約ノ廢止ノ通告ヲナシタル日ヨリ二箇年			

# 華府及倫敦兩條約海軍制限一覽表

華府條約ニ依ル制限						
艦種	國別	日	英	米	佛	伊
		主力艦	合計排水量(噸) (9隻)	315,000	525,000 (15隻)	525,000 (15隻)
	各艦基準排水量(噸)	35,000噸ヲ超ユルヲ得ズ				
	備考	口径16吋(406耗)ヲ超ユルヲ得ズ				
航空母艦	合計排水量(噸)	81,000	135,000	135,000	60,000	60,000
	各艦基準排水量(噸)	10,000噸ヲ超エ27,000噸ヲ超ユルヲ得ズ 但シ(1)合計總噸數ノ範圍内ニテ33,000ヲ超エザルモノ2隻ヲ限リ建造スルコトヲ得 (2)協約ニヨリ廢棄セラルベキ主力艦ヲ之ニ轉用スルコトヲ得				
	備考	(1)口径8吋ヲ超ユルヲ得ズ (2)口径6吋ヲ超ユル備砲アル時ハ5吋ヲ超ユル砲數合計10門以内トス 但シ噸數27,000噸以上ノ航空母艦ニ於テハ8門以内トス (3)航空機防禦用及口径5吋以下ノ備砲ハ無制限				
其ノ他ノ補助艦	合計排水量(噸)	制限ナシ				
	各艦基準排水量(噸)	10,000噸ヲ超ユルヲ得ズ				
	備考	口径8吋ヲ超ユルヲ得ズ				
防備制限條項		日、英、米三國ノ下記太平洋ニ於ケル島嶼タル屬地及領土ノ要害ニ海軍根據地ノ現状ヲ維持ス (一) (日) 千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣、澎湖島 (二) (英) 香港及東經一〇度以東ノ島嶼(但シ滿洲聯邦及其ノ領土、加拿大ニ近接セル島嶼及新西蘭ヲ除ク) (三) (米) (イ) 合衆國「アラスカ」及「アラスカ」河地帯ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリニューシヤン」諸島ヲ包含セズ)及(ロ) 布哇諸島ヲ除ク以外ノ諸島				
條約有効期限		昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄トス、但シ上記期日二年前ニ條約廢止ヲ通告セザル限リ本條約ハ廢止ノ通告ヲシタル日ヨリ二箇年引續テ有効トス				

倫敦條約ニ依ル制限						
艦種	國別	日	英	米	佛	伊
		主力艦	合計排水量(噸) 現存艦隻 9隻	1936年迄ニ代艦 70,000噸ヲ建造シ得	5隻廢棄 15隻保有	8隻廢棄 15隻保有
	各艦基準排水量(噸)	1936年末迄代換建造延期 (變更ナシ)				
	備考	(變更ナシ)				
航空母艦	合計排水量(噸)	(變更ナシ)				
	各艦基準排水量(噸)	27,000噸ヲ超ユルヲ得ズ 10,000噸ヲ超エザル航空母艦ヲモ上段ノ制限噸數内ニ含マシム				
	備考	10,000噸又ハ之ニ達セザル航空母艦ノ備砲ハ口径6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ				
甲巡洋級艦	合計排水量	108,400 (12隻)	(148,800) (15隻)	(180,000) (15隻)	協 定 不 成 立 無 制 限	
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルモノ (但シ 1,850噸ヲ超エザルモノ備砲6.1吋ヲ超ユルモノ)				
	備考	口径6.1吋ヲ超ユルモノ				
乙巡洋級艦	合計排水量	100,450	192,200	148,500		
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルモノ (但シ 1,850噸ヲ超エザルモノ備砲5.1吋ヲ超ユルモノ)				
	備考	口径6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ				
驅逐艦	合計排水量	105,500	150,000	150,000		
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルヲ得ズ				
	備考	口径5.1吋ヲ超ユルヲ得ズ				
潛水艦	合計排水量	52,700	52,700	52,700	協定不成立	
	基準排水量	2,000噸ヲ超ユルヲ得ズ(各國3隻ニ限リ 2,800噸ヲ超ユルヲ得ズ)				
	備考	口径5.1吋ヲ超ユルヲ得ズ(上記3隻ニ限リ 6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ)				
條約有効期限		昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日				
倫敦條約改訂會議		昭和十年(一九三五年)開催ス				



